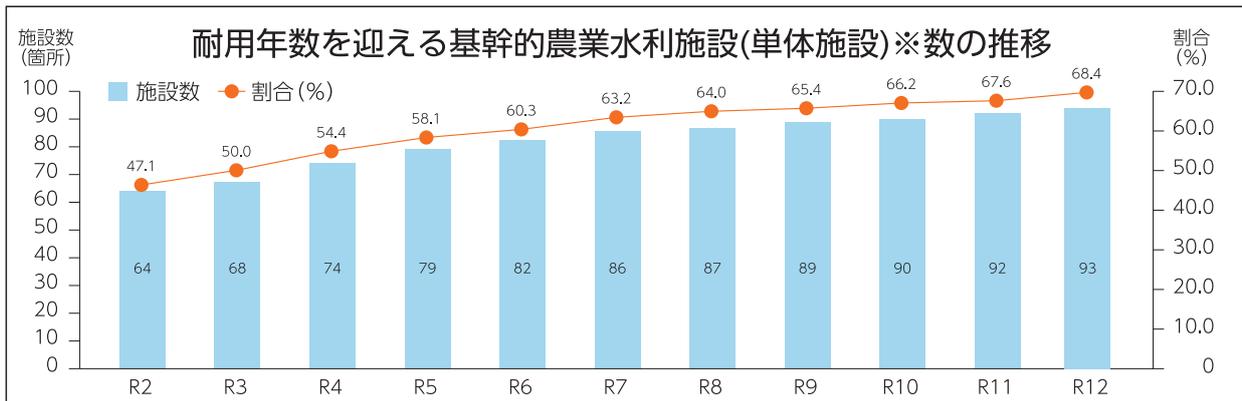


(3) 農業水利施設の保全管理

農業水利施設は農業生産における基本インフラであり、多面的機能の発揮や防災・減災面でも重要な役割を果たしています。

しかし、受益面積が100ha以上のダムや頭首工、用水機場などの基幹的農業水利施設(単体施設)の約半数が既に標準的な耐用年数を経過しており、何も対策をしなければ令和12年には7割近くが超過すると見込まれています。耐用年数を超過した施設の多くは、老朽化などに伴う機能低下が見られ、適切な維持管理や計画的な保全整備が必要となっています。

このため県では、施設管理者に対して、地域ごとに簡易診断の現地研修会の開催や計画的な機能診断の実施、診断結果に基づく施設の長寿命化対策の推進に加えて、ICTを活用した水管理の省力化技術の導入を進めています。



※基幹的農業水利施設:受益面積100ha以上の農業水利施設 ※単体施設:ダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場 (136施設)

事例 土地改良区(連合)の複式簿記会計への移行に係る意見交換会の開催

改正土地改良法が施行され、土地改良区(連合)の運営の透明性の向上や、管理する土地改良施設の適期適切な更新などを目的として、原則、全ての土地改良区(連合)を対象に、令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務化されました。県と栃木県土地改良事業団体連合会は、これまで県内全ての土地改良区(連合)への巡回相談を実施し、法改正の周知を図ってきました。令和2年度においては貸借対照表作成のために必要となる複式簿記会計への移行に向けて、農業振興事務所ごとに土地改良区(連合)の会計担当理事・職員を対象とした意見交換会を実施しました。

参加者からは移行の上で必要となる規程類の改正や、移行後の財務諸表等の作成をどのように行うかなど多数の質問があり、会計処理が大きく変わることへの不安の声も多く聞かれました。

県では、今回の意見交換会で把握した課題を踏まえ、令和4事業年度までに県内全ての土地改良区(連合)が円滑に複式簿記会計に移行できるよう、栃木県土地改良事業団体連合会と連携し、土地改良区(連合)の状況に応じた個別指導を行うなど、きめ細かな支援を行っていきます。



那須管内の様子



塩谷南那須管内の様子

事例 芳賀台地地区森田揚水機場及び頭首工の災害復旧と節水対策の取組(芳賀地域)

令和元年東日本台風により被災した、芳賀台地土地改良区が管理する森田揚水機場及び頭首工は、国との査定前着工協議に基づき、令和元年10月30日に復旧工事に着手しました。

復旧の完成予定は令和2年6月末であったことから、代かきや田植え時期は2つの調整池の貯留水のみで賄う必要があったため、2月下旬芳賀台地土地改良区から全組合員に、復旧状況・節水の依頼・通水期間等を記載した「臨時のお知らせ」を配布、併せて芳賀農業振興事務所で作成した水稻移植時期の技術対策のチラシを配布し、4月以降も県ホームページ等で節水を呼びかけました。

農業者及び関係機関等の努力の甲斐もあり予定どおり施設は復旧し、水稻栽培への影響も最小限に抑えることができました。



森田揚水機場 被災直後



森田揚水機場 復旧後

事例 県発注で初めて遠隔での工事検査を実施(真弓地区ポンプゲート設備)(下都賀地域)

新型コロナウイルス感染予防に伴う移動の自粛に対応するため、県営水利施設真弓地区ポンプゲート製作据付工事における除塵機設備の工場検査を、県発注公共工事で初めてリモート形式で実施しました。

従来は担当職員が製作工場に出張し、製作が完了した設備の外観、寸法、強度、試運転等の確認や検査を行っていましたが、今回はweb会議用貸出タブレットを活用し、下都賀農業振興事務所と愛知県名古屋市の工場間で、ビデオ通話を利用して実施しました。

相互通信環境の諸調整等が必要となりますが、新型コロナウイルスに対する職員の安全確保と併せ、移動時間などの短縮による業務の効率化が図られることから、今後の活用が期待されます。



検査状況



検測確認